

(総務委員会)

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の

特例等に関する法律案（閣法第二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、日本郵政公社が業務の特例として、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定等に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、日本郵政公社の業務の特例等

日本郵政公社は、日本郵政公社法第十九条に規定する業務のほか、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等の業務を行うことができることとし、その業務が行われる場合の日本郵政公社法の適用について、業務方法書の認可に関する規定等所要の読替えを行う。

二、証券取引法の適用

日本郵政公社は、証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受け、登録金融機関として証券投資信託受益証券の募集の取扱い等の業務を行うこととし、証券取引法の適用について所要の読替えを行う。

三、証券投資信託の選定等

日本郵政公社が証券投資信託受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならないこととし、また、選定した証券投資信託受益証券の募集の取扱いを行うに当たっては、特定の証券投資信託に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならないこととする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。